

令和2年9月18日

**新宿区内の認可保育園及び認定こども園等に
児童が在籍する保護者の勤務先の事業者の皆様**

新宿区長 吉住 健一

**新宿区内の認可保育園等に在籍する
児童の保護者の勤務についてお願い**

事業者の皆様には、新型コロナウイルス感染症の感染防止対応について、新宿区内の認可保育園及び認定こども園等に児童が在籍する保護者としての従業員とその家族のため、特別休暇等の措置に特段のご配慮をいただき、深く感謝申し上げます。

新しい生活様式などの実践を前提として、社会経済活動が徐々に拡大されているなか、感染症の流行が懸念される季節がやってきます。新型コロナウイルス感染症が収束しない中では、気を緩めず、長期的な感染防止の対応が必要となっています。

このため、新宿区では保護者に対して、勤務先の協力が得られる場合には、引続き令和2年10月31日まで、家庭での保育を要請しています(今回の要請をもって終了します。ただし、11月以降においても、感染者の発生等により臨時休園や自宅待機措置となった場合は、保護者に対して、家庭保育を要請することになります。)

事業者の皆様におかれましては、[『小学校休業等対応助成金』制度等](#)を活用するなど、引続き、新宿区内の認可保育園等に在籍する児童の保護者の勤務(特別休暇、在宅勤務、時短・時差出勤等)について、特段のご配慮を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【問合せ先】

新宿区子ども家庭部保育課運営係

TEL 03-5273-4525

FAX 03-3209-2795